

# 「子育て応援・男女いきいき宣言」企業に是非登録を！

～ 企業の皆様の取組を後押しします～

**【対象】** 山梨県内に事業所がある企業・法人・団体等  
**【登録要件】** 次の4つの要件のうちいずれかに取り組んでいる又は取り組む計画がある。

1. 仕事と家庭が両立できる職場環境をつくるための取組
2. 社会全体で子どもや子育てを支えるための取組
3. 男女がともにいきいきと活躍するための取組
4. その他の取組



**【登録方法】** 応募用紙に必要事項を記入して山梨県企画県民部県民生活・男女参画課あて郵送、FAX 又はメールでお送りください。  
山梨県企画県民部県民生活・男女参画課で内容を審査して、結果を通知します。  
登録を決定したときは、通知と一緒に登録証を送付し、県のHPで公表します。

## 【こんなメリットが…】

- <表彰> 男女共同参画推進事業者等表彰 知事表彰
- <広報> 県広報誌・HP等への掲載、市町村広報誌への情報提供、各種イベント等での紹介
- <情報提供> 子育て応援・男女共同参画関連イベント、研修等
- <専門家の支援> 「お父さん応援出張講座」企業内での学習会に講師を派遣

## 【取組内容の例】

- 1 **仕事と家庭が両立できる職場環境をつくるための取組**
  - ・毎週水曜日はノー残業デーとし、全社員が定時退社します。
  - ・半日、時間単位休暇制度を導入し、休みを取りやすくします。
- 2 **社会全体で子どもや子育てを支えるための取組**
  - ・店内に託児コーナーを設けます。
  - ・学校等が行う職場見学や子どもが参加する地域行事に積極的に協力します。
- 3 **男女がともにいきいきと活躍するための取組**
  - ・男女の平等な昇進や配置を徹底します。
  - ・男女共同参画の意識向上のための研修を実施します。
- 4 **その他の取組**
  - ・子育てや男女共同参画への取組を積極的に行った従業員を社内表彰します。
  - ・従業員とその家族を参加者としたイベントを毎年開催して、会社と従業員や家族との繋がりを深めます。



**山梨県 企画県民部 県民生活・男女参画課**  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
TEL:055-223-1358 FAX:055-223-1354  
e-mail:kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

応募用紙のダウンロードはこちらから



<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/30054557987.html>  
または県民生活・男女参画課へ資料請求。  
(様式は裏面参照)

様式1

子育て応援・男女いきいき宣言企業登録応募用紙

記入日 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

代表者職・氏名 印

子育て応援・男女いきいき宣言企業への登録を申し込みます。

企業・事業所等 名称	
郵便番号 所在地	
業 種	該当するものに○をつけて下さい。 1 建設 2 製造 3 電気・ガス・熱供給・水道 4 情報通信 5 運輸・郵便 6 卸売・小売 7 金融・保険 8 不動産・物品賃貸 9 学術研究、専門・技術サービス 10 宿泊・飲食サービス 11 生活関連サービス・娯楽 12 教育・学習支援 13 医療・福祉 14 サービス（他に分類されないもの） 15 その他（ ）
従業員数	人 (内女性管理職 人) 女性 人(内パート・アルバイト 人) 男性 人(内パート・アルバイト 人)
担当者 所属・役職 氏 名	
連絡先	TEL: FAX: Eメール:
HPアドレス	

宣言する取組の内容を、該当する取組の欄に、できるだけ具体的に記載してください。

子育て応援・男女いきいき宣言

1 仕事と家庭が両立できる職場環境をつくるための取組

該当する方に○をつけてください。【 既に実施 ・ 実施予定（概ね1年以内） 】

2 社会全体で子どもや子育てを支えるための取組

該当する方に○をつけてください。【 既に実施 ・ 実施予定（概ね1年以内） 】

3 男女がともにいきいきと活躍するための取組

該当する方に○をつけてください。【 既に実施 ・ 実施予定（概ね1年以内） 】

4 その他の取組

当社は、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、及び育児休業、介護休業等育児または家族の介護を行なう労働者の福祉に関する法律、次世代育成支援対策推進法等の関係法令を遵守します。